

宮代町税条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(寄附金税額控除) 第34条の7 (略) 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (町民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。)) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の	(寄附金税額控除) 第34条の7 (略) 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項____の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 (町民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項____において同じ。)) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の

改 正 案	現 行
<u>7 第 1 項（同項第 2 号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第 4 項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第 6 項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第 2 項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第 2 4 条第 2 項に規定する者（施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の左欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</u> 2～5 （略） <u>6 第 2 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、第 3 4 条の 7 第 1 項（同項第 2 号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、3 月 1 5 日までに、施行規則第 5 号の 5 の 3 様式による申告書を、町長に提出しなければならない。</u> 7 （略） <u>8 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第 2 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者のうち所得税法第 2 2 6 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第 4 項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</u> 9 （略） <u>1 0 （略）</u> （個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第 3 6 条の 3 の 2 所得税法第 1 9 4 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条にお	<u>7</u> の 規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第 2 4 条第 2 項に規定する者（施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の左欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2～5 （略） <u>6 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第 2 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者のうち所得税法第 2 2 6 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第 4 項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。</u> 7 （略） <u>8 （略）</u> <u>9 （略）</u> （個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第 3 6 条の 3 の 2 所得税法第 1 9 4 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条にお

改 正 案	現 行
いて「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。	いて「給与所得者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。)(合計所得金額が133万円以下であるものに限る_____。)の氏名	(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、_____合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名
(3) 及び (4) (略)	(3) 及び (4) (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。	5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。
6 (略)	6 (略)
(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)	(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)
第36条の3の3 <u>次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)</u>は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」	第36条の3の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的</u>

改 正 案	現 行
という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。 (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者 (2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。))又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。))若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者 (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。))若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者 2 前項の規定による申告書の記載事項は、	年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。第2号において同じ。))又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。))若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。))で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。))から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。 (1) 当該公的年金等支払者の名称 (2) 特定配偶者の氏名 (3) 扶養親族又は特定親族の氏名 (4) 前2号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項

改 正 案	現 行
<u>次に掲げる事項とする。</u> (1) <u>公的年金等支払者の名称</u> (2) <u>公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</u> (3) <u>特定配偶者の氏名</u> (4) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u> (5) <u>その他施行規則で定める事項</u> <u>3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に</u>記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出する</u>ことができる。 <u>4 (略)</u> <u>5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8</u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 <u>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</u> (固定資産税の免税点)	<u>2 前項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した<u>前項</u>又は<u>法第317条の3の3第1項の規定による申告書に</u>記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、<u>前項</u>又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した<u>前項</u>又は<u>法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する</u>ことができる。 <u>3 (略)</u> <u>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3</u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 <u>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</u> (固定資産税の免税点)

改 正 案	現 行
第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となすべき額が土地又は家屋にあっては30万円_____、償却資産にあっては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。 附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度以後_____の各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。 (個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除) 第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 (略) (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、	第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となすべき額が土地_____にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。 附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。 (個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除) 第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年_____までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 (略) (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、

改 正 案	現 行
課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、<u>附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（<u>法附則第5条の6第3項又は第4項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（<u>法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例） 第17条の2 （略） 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（<u>法附則第34条の2第6項</u>に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第12項</u>の規定に該当することとなると	課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項<u>又は附則第20条第1項</u> _____の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（<u>法附則第5条の6第2項</u>_____の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。 第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項_____ _____ に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例） 第17条の2 （略） 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（<u>法附則第34条の2第5項</u>に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第10項</u>の規定に該当することとなると

改 正 案	現 行
きは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 (略) 4 <u>第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u> <u>(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)</u> <u>第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。</u>	きは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 (略)

改 正 案	現 行
2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。 (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。 (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。	

宮代町認可地縁団体印鑑条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(登録資格) 第2条 次の各号のいずれかに該当する者 (以下「代表者等」という。)は、認可地 縁団体印鑑の登録を受けることができる。 (1) (略) (2) 地方自治法施行規則(昭和22年内務 省令第29号) <u>第18条の3第1項第6</u> <u>号</u>に規定する職務代行者 (3)～(5) (略) (印鑑の登録) 第4条 町長は、認可地縁団体印鑑登録原票 を備え、前条の申請があったときは、当該 認可地縁団体につき地方自治法施行規則<u>第</u> <u>18条の3第1項</u>の規定に基づき作成され た台帳(以下「地縁団体登録台帳」とい う。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印 鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する 等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載さ れている事項その他必要な事項について審 査し、当該認可地縁団体印鑑登録原票に認 可地縁団体印鑑の登録をしなければならない。 2及び3 (略)	(登録資格) 第2条 次の各号のいずれかに該当する者 (以下「代表者等」という。)は、認可地 縁団体印鑑の登録を受けることができる。 (1) (略) (2) 地方自治法施行規則(昭和22年内務 省令第29号) <u>第19条第1項第1号</u> <u>__</u>に規定する職務代行者 (3)～(5) (略) (印鑑の登録) 第4条 町長は、認可地縁団体印鑑登録原票 を備え、前条の申請があったときは、当該 認可地縁団体につき地方自治法施行規則<u>第</u> <u>21条第2項</u>の規定に基づき作成され た台帳(以下「地縁団体登録台帳」とい う。)の記載事項並びに個人印鑑に係る印 鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する 等、認可地縁団体印鑑登録申請書に記載さ れている事項その他必要な事項について審 査し、当該認可地縁団体印鑑登録原票に認 可地縁団体印鑑の登録をしなければならない。 2及び3 (略)

宮代町廃棄物の処理及び再利用に関する条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
目次	目次
第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）	第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
第 2 章 基本的責務等（第 3 条—第 10 条）	第 2 章 基本的責務等（第 3 条—第 10 条）
第 3 章 廃棄物減量等推進審議会等（第 11 条—第 19 条）	第 3 章 廃棄物減量等推進審議会等（第 11 条—第 19 条）
第 4 章 廃棄物の適正な処理（第 20 条—第 32 条）	第 4 章 廃棄物の適正な処理（第 20 条—第 31 条）
第 5 章 一般廃棄物処理手数料等（ <u>第 33 条・第 34 条</u> ）	第 5 章 一般廃棄物処理手数料等（ <u>第 32 条・第 33 条</u> ）
第 6 章 一般廃棄物処理業等（ <u>第 35 条—第 42 条</u> ）	第 6 章 一般廃棄物処理業等（ <u>第 34 条—第 41 条</u> ）
第 7 章 雑則（ <u>第 43 条</u> ）	第 7 章 雑則（ <u>第 42 条</u> ）
第 8 章 罰則（ <u>第 44 条・第 45 条</u> ）	第 8 章 罰則（ <u>第 43 条・第 44 条</u> ）
附則 （ <u>適正処理困難物の指定</u> ）	附則
<u>第 27 条 町長は、製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正処理が困難となる物（以下「適正処理困難物」という。）を指定することができる。</u>	
<u>2 町長は、前項の規定により適正処理困難物を指定したときは、これを公表するものとする。</u>	
<u>3 町長は、第 1 項の規定により指定した適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、適正な処理を行うために必要な協力を求めることができる。</u> （土地の管理等）	（土地の管理等）
<u>第 28 条</u> （略） （勧告）	<u>第 27 条</u> （略） （勧告）
<u>第 29 条</u> （略） （多量排出事業者の義務等）	<u>第 28 条</u> （略） （多量排出事業者の義務等）
<u>第 30 条</u> （略） （改善勧告）	<u>第 29 条</u> （略） （改善勧告）
<u>第 31 条</u> （略） （受入拒否）	<u>第 30 条</u> （略） （受入拒否）
<u>第 32 条</u> （略） （一般廃棄物処理手数料）	<u>第 31 条</u> （略） （一般廃棄物処理手数料）
<u>第 33 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定に基づき、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関して徴収する手数料の額は、別表 に定める金額により算出した額とする。</u>	<u>第 32 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定に基づき、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関して徴収する手数料の額は、別表第 1 に定める金額により算出した額とする。</u>

改 正 案	現 行
2 (略) (手数料の減免) <u>第34条 (略)</u> (一般廃棄物処理業の許可申請) <u>第35条 (略)</u> <u>2 法第7条第6項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長にその許可を申請しなければならない。</u> <u>3 町長は、前2項の許可をしたときは、許可証を交付するものとする。</u> <u>4 第1項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)</u><u>及び第2項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処分業者」という。)</u>は、前項の許可証を事業所等の見やすい場所に掲示しなければならない。 <u>5 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、第3項の許可証を他人に譲渡又は貸与してはならない。</u> <u>6 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、第3項の許可証を紛失し、又は損傷したときは、規則で定めるところにより、直ちに町長にその再交付を申請しなければならない。</u> (変更の許可申請等) <u>第36条 (略)</u> (一般廃棄物処理業の許可申請等に係る手数料) <u>第37条 第35条第1項、第2項及び第6項並びに前条第1項の申請をしようとする者は、申請1件につき3,000円の手料を納入しなければならない。</u> (一般廃棄物処理業者の報告) <u>第38条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の保管、収集若しくは運搬又は処分等に関し、法第18条第1項に基づく報告を求められたときは、町長に必要な報告をしなければならない。</u> (浄化槽清掃業の許可申請) <u>第39条 (略)</u> 2及び3 (略) <u>4 第1項の許可を受けた者(以下「浄化槽清掃業者」という。)</u>は、前項の許可証を事業所等の見やすい場所に掲示しなければ	2 (略) (手数料の減免) <u>第33条 (略)</u> (一般廃棄物処理業の許可申請) <u>第34条 (略)</u> <u>2 町長は、前項の許可をしたときは、許可証を交付するものとする。</u> <u>3 第1項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)</u> _____ _____は、前項の許可証を事業所等の見やすい場所に掲示しなければならない。 <u>4 一般廃棄物収集運搬業者</u> _____ _____は、<u>第2項の許可証を他人に譲渡又は貸与してはならない。</u> <u>5 一般廃棄物収集運搬業者</u> _____ _____は、<u>第2項の許可証を紛失し、又は損傷した時</u> _____は、規則で定めるところにより、直ちに町長にその再交付を申請しなければならない。 (変更の許可申請等) <u>第35条 (略)</u> (一般廃棄物処理業の許可申請等に係る手数料) <u>第36条 第34条第1項及び第5項</u> _____ _____並びに前条第1項の申請をしようとする者は、申請1件につき3,000円の手料を納入しなければならない。 (一般廃棄物処理業者の報告) <u>第37条 一般廃棄物収集運搬業者</u> _____ _____は、一般廃棄物の保管、収集若しくは運搬 _____等に関し、法第18条第1項に基づく報告を求められたときは、町長に必要な報告をしなければならない。 (浄化槽清掃業の許可申請) <u>第38条 (略)</u> 2及び3 (略) <u>4 第34条第3項から第5項までの規定は、第1項の許可を受けた者(以下「浄化槽清掃業者」という。)</u>について準用す

改 正 案				現 行																																													
<u>ならない。</u>				<u>る。この場合において、「一般廃棄物収集運搬業者」とあるのは、「浄化槽清掃業者」と読み替えるものとする。</u>																																													
5 <u>浄化槽清掃業者は、第3項の許可証を他人に譲渡又は貸与してはならない。</u>				(変更及び廃業等の届出)																																													
6 <u>浄化槽清掃業者は、第3項の許可証を紛失し、又は損傷したときは、規則で定めるところにより、直ちに町長にその再交付を申請しなければならない。</u>				第39条 (略)																																													
(変更及び廃業等の届出)				(浄化槽清掃業者の報告)																																													
第40条 (略)				第40条 (略)																																													
(浄化槽清掃業者の報告)				(浄化槽清掃業の許可申請等に係る手数料)																																													
第41条 (略)				第41条 第38条第1項及び同条第3項の規定により読み替えて適用する第34条第5項の申請をしようとする者は、申請1件につき3,000円の手数料を納入しなければならない。																																													
(浄化槽清掃業の許可申請等に係る手数料)				(委任)																																													
第42条 第39条第1項及び第6項				第42条 (略)																																													
<u> </u> の申請をしようとする者は、申請1件につき3,000円の手数料を納入しなければならない。				(罰則)																																													
(委任)				第43条 (略)																																													
第43条 (略)				第44条 (略)																																													
(罰則)				別表第1 (第32条関係)																																													
第44条 (略)																																																	
第45条 (略)																																																	
別表 (第33条関係)																																																	
<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>単位</th><th>手数料</th><th>付記</th></tr><tr><td colspan="2">一般家庭から排出された粗大ごみ</td><td>1点につき</td><td>500円</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">し尿</td><td>普通便槽</td><td>1人につき</td><td>月額500円</td><td>最高4人まで</td></tr><tr><td>無臭式便槽</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>容量によるもの</td><td>10リットルにつき</td><td>70円</td><td>臨時・くみ取り式水洗</td></tr></table>				区分		単位	手数料	付記	一般家庭から排出された粗大ごみ		1点につき	500円		し尿	普通便槽	1人につき	月額500円	最高4人まで	無臭式便槽				容量によるもの	10リットルにつき	70円	臨時・くみ取り式水洗	<table><tr><th colspan="2">区分</th><th>単位</th><th>手数料</th><th>付記</th></tr><tr><td rowspan="3">し尿</td><td>普通便槽</td><td>1人につき</td><td>月額500円</td><td>最高4人まで</td></tr><tr><td>無臭式便槽</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>容量によるもの</td><td>10リットルにつき</td><td>70円</td><td>臨時・くみ取り式水洗</td></tr></table>					区分		単位	手数料	付記	し尿	普通便槽	1人につき	月額500円	最高4人まで	無臭式便槽				容量によるもの	10リットルにつき	70円	臨時・くみ取り式水洗
区分		単位	手数料	付記																																													
一般家庭から排出された粗大ごみ		1点につき	500円																																														
し尿	普通便槽	1人につき	月額500円	最高4人まで																																													
	無臭式便槽																																																
	容量によるもの	10リットルにつき	70円	臨時・くみ取り式水洗																																													
区分		単位	手数料	付記																																													
し尿	普通便槽	1人につき	月額500円	最高4人まで																																													
	無臭式便槽																																																
	容量によるもの	10リットルにつき	70円	臨時・くみ取り式水洗																																													
備考				備考																																													
1 手数料は、この表に定める手数料の額に消費税相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税額に地方税法（昭和25年法律第22				1 手数料は、この表に定める手数料の額に消費税相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税額に地方税法（昭和25年法律第22																																													

改 正 案	現 行
<u>6号)に基づく地方消費税額を加えて得た額をいう。)を加えて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとする。</u> <u>2 し尿(容量によるもの)の手数料を算出する基礎となる数量が10リットル未満のときは、10リットルとし、10リットルを超えるときは、10リットル未満の端数を四捨五入して計算する。</u>	<u>とする。</u> <u>2 し尿(容量によるもの)の手数料を算出する基礎となる数量が10リットル未満のときは、10リットルとし、10リットルを超えるときは、10リットル未満の端数を四捨五入して計算する。</u>